

令和2年6月29日

令和元年度 公立高畠病院医療事故の公表について

公立高畠病院長

公立高畠病院医療事故公表基準（平成20年1月より運用）に基づく、平成31年・令和元年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

| 区分 | 件数 | 代表事例 | 改善策 |
|------|----|--|---|
| レベル3 | 8件 | 腰椎圧迫骨折で入院中の患者。廊下で歩行器を使用し移動中、方向転換をしようとして歩行器ごと転倒。右頬を打撲する。状態観察を行った看護師が、顎がずれている事に気づき整形外科を受診。レントゲン撮影を行い、顎関節の脱臼と診断され、整復を実施する。その後、歩行器の老朽化により車輪の動きが悪い事が発覚した。 | <ul style="list-style-type: none">・新規に歩行器を3台購入し病棟配置し、機器の更新を実施。・リハビリに使用する器具類の管理部署の明確化を行い、不具合時の対応や定期点検を実施。定期点検は点検表を用いて実施。・業者によるメンテナンスの検討。・1日1回は使用前点検を、時間を決めて行う体制の構築。 |

2. 個別公表

レベル4、レベル5について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

| 区分 | 内容 |
|------|-----------------------------|
| レベル3 | 事故で治療が必要となり、何らかの障害が残る事例 |
| レベル4 | 事故で深刻な病状の悪化をもたらし、高度の障害が残る事例 |
| レベル5 | 事故により死亡した事例 |

※原則、以下の基準で公表する。

- 1) レベル3に相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル4～5に相当する医療事故は、原則として個別公表する。